

平成二十一年一月二十七日受領
答 弁 第 三 五 号

内閣衆質一七一第三五号

平成二十一年一月二十七日

内閣総理大臣 麻 生 太 郎

衆議院議長 河 野 洋 平 殿

衆議院議員鈴木宗男君提出いわゆる北方領土不要論を唱えたと外務省が認識している国会議員に対する同省の対応等に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

衆議院議員鈴木宗男君提出いわゆる北方領土不要論を唱えたと外務省が認識している国会議員に対する同省の対応等に関する質問に対する答弁書

一及び二について

御指摘の「公式な文書」の意味が必ずしも明確でないため、お尋ねに対して一概にお答えすることは困難である。

三から五までについて

先の答弁書（平成二十一年一月九日内閣衆質一七〇第三八〇号）五、七及び八についてでお答えしたとおりである。

六について

先の答弁書（平成二十一年一月九日内閣衆質一七〇第三八〇号）九及び十についてでお答えしたとおりである。